

# 定 款

関東製紙原料直納商工組合

令和6年6月7日改訂

# 関東製紙原料直納商工組合 定 款

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、古紙卸売業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、関東製紙原料直納商工組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県と  
する。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、事務所を東京都台東区に置く。

(公告の方法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定に係らず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第 5 条の規定に基づき公告するものとする。

## 第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 古紙卸売業に関する指導及び教育
- (2) 古紙卸売業に関する情報又は資料の収集及び提供
- (3) 古紙卸売業に関する調査研究

- 2 本組合は、第1項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。
  - (1) 組合員の取り扱う製紙原料古紙の共同加工、選別
  - (2) 組合員の取り扱う製紙原料古紙の共同販売
  - (3) 組合員の取り扱う製紙原料古紙及び車両用燃料等の共同購買
  - (4) 組合員の取り扱う製紙原料古紙の共同保管
  - (5) 組合員の取り扱う製紙原料古紙の共同運送
  - (6) 組合員の取り扱う製紙原料古紙の共同検査
  - (7) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務
  - (8) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業
  - (9) 前各号の事業に附帯する事業
- 3 前項第8号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。
- 4 本組合はその事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

### 第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において古紙を紙製造業者に直接販売する事業を営む者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は組合員になることができない。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
  - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
  - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
  - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - (6) 前各号に該当する者と取引している者

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資の払込み及び加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者(第21条ただし書の承諾を得た者を除く。)は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。
- 3 加入金の額は、総会において定める。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項の各号の一に該当する組合員

(脱退者の持分の払戻)

第14条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

- 3 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名及び、名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 3 組合員及び本組合員の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課すことができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条の第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金、払い込むべき出資金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩3銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(会計帳簿等の閲覧等)

第21条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

## 第4章 出資及び持分

(出資の引受)

第22条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であって、本組合の承諾を得た者は、このかぎりでない。

- 2 前項ただし書きの規定による承諾は、理事会の議決により決する。

(出資1口の金額)

第23条 出資1口の金額は、5,000円とする。

(出資の払込み)

第24条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持分)

第25条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(持分の払戻しの特例)

第26条 出資をしている組合員が第22条第1項ただし書の規定により本組合の承諾を得たときは、その持分の払戻しについては、第12条及び第14条の規定を準用する。

## 第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第27条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事27人以上33人以内
- (2) 監事 2人

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が1年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
  - (2) 監事 2年又は任期中の第2回目通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
  - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
  - 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第29条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については2人、監事については1人を超えることはできない。

- 2 暴力団との関与がある者は役員になることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出選職務)

第30条 理事のうち1人を理事長、7人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第31条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお

理事長としての権利義務を有する。

- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

#### (監事の職務)

第32条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (理事の忠実義務)

第33条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### (役員を選任)

第34条 役員を選任は、総会の議決による。

- 2 前項の議決は、推薦会議において推選された者（以下「候補者」という。）について行う。
- 3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。
- 4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する。
- 5 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。
- 6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。
- 7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。
- 8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

#### (理事及び監事の報酬)

第35条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第36条 本組合に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、また相談役は、本組合に多年功労のあった者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第37条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第38条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

## 第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第39条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第40条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 総会において、役員を選任を行う場合には、前項の通知書に第34条第2項の規定により推選された候補者の氏名を記載しなければならない。
- 7 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ）。

- 8 第1項の規定に係らず、本組合は、組合員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく総会を開催することが出来る。

(臨時総会の招集請求)

第41条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権の行使又は選挙権の行使)

第42条 組合員は、第40条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、2人以内とする。

- 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第43条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第44条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第45条 総会においては、総組合員の半数以上の組合員（書面又は代理人による議決を行使する者を除く。）が出席し、かつ、その3分の2以上の同意を得たときに限り第40条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第46条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度

(2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第47条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (8) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (9) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する監査の結果の内容概要

(理事会の招集権者)

第48条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い副理事長が、理事長及び副理事長ともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日する理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集する。

(理事会の招集手続)

第49条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することが出来る。
- 3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
- 4 前項の通知については、総会招集の手続に準ずるものとする。

(理事会の決議)

第50条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議については特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることが出来ない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意見表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することは要しない。

(理事会の書面議決)

第51条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

- 2 本組合は、希望する理事に対しては、前項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
- 3 前項の通知については、総会招集の手續に準ずるものとする。

(理事会の議決事項)

第52条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 招集年月日
  - (2) 開催日時及び場所
  - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
  - (4) 出席理事の氏名
  - (5) 出席監事の氏名
  - (6) 出席組合員の氏名
  - (7) 議長の氏名

- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
  - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
  - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
  - (11) 本組合と取引した理事の報告の内容の概要
  - (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
    - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
    - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
    - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
    - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
    - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - ② ①の事項の提案した理事の氏名
    - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
    - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
  - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとされた場合には、次に掲げる事項
    - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項内容
    - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
    - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第54条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の種類、組織の及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第55条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第56条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下第57条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第57条 本組合は、加入金及び増口金を資本準備金として積み立てるものとする。

2 出資金減少差益（第14条ただし書の規定によって払戻をしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第58条 本組合は、当期純利益金額の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(配当又は繰越)

第59条 当期純利益の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第56条の規定による法定利益準備金及び前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰越するものとする。

(配当の方法)

第60条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第25条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第61条 損失金のおん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第62条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

別表 (定款第34条第3項の規定による)

関東製紙原料直納商工組合地域別管轄表

組織編制	地 域	推薦委員
東京都東支部	千代田区、中央区、港区、文京区、荒川区 台東区、足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区 江東区	1人
東京都西支部	大田区、世田谷区、品川区、目黒区、渋谷区 新宿区、北区、板橋区、豊島区、練馬区 杉並区、中野区	1人
東京都多摩支部	東京都23区以外全域	1人
神奈川県支部	神奈川県全域	1人
埼玉県支部	埼玉県全域	1人
千葉県支部	千葉県全域	1人
茨城県支部	茨城県全域	1人
群馬県支部	群馬県全域	1人
栃木県支部	栃木県全域	1人
本 部	関東全域	2人
計	9支部及び本部	11人

# 役員選任規約

関東製紙原料直納商工組合

## (目的)

第1条 本組合の役員を選任は、中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律および定款に定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。

## (役員を選任)

第2条 任期の満了に伴う役員を選任は、その任期が終了する日の前30日以内又はその日の後10日以内に行う。

- 2 補欠のための役員を選任は、これを行うべき事由が生じた日から2ヶ月以内に行う。ただし、欠員数が定数の3分の1以内の場合は、次の総会まで補欠のための選任を行わないことができる。

## (推薦委員の選出)

第3条 推薦会議の推薦委員を選出する場合は、理事長はあらかじめ役員会及び地域ごとに定められた組合員に、選出の日時及び選出の方法を通知し、推薦委員を選出するよう指示する。

- 2 理事長は、本部を代表する推薦委員の選出について、定款第34条を尊重するものとする。
- 3 第1項の地域ごとに管掌する支部長は、推薦委員の選出について、支部規約第3条第3項及び第4条の規定を尊重するものとするも、その方法は地域事情を勘案して裁量するものとする。
- 4 第1項の通知を受けた組合員を代表する支部長は、推薦委員選出後すみやかに、推薦委員の氏名及び住所を記載した書面を理事長に提出するものとする。

## (推薦会議)

第4条 推薦会議、理事長が招集する。

- 2 推薦会議の議長は、推薦委員のうちから互選する。
- 3 役員候補者の推薦は、本部推選及び支部推選とし、役員を選任を行う総会会日の15日前までに役員候補者の氏名及び住所を記載した書面を推薦会議の議事録とともに理事長に提出して行わなければならない。
- 4 前項の推薦は、理事及び監事を区分して行わなければならない。
- 5 推薦会議は、役員候補者を推薦する場合は、あらかじめ役員候補者の承諾を得ておかなければならない。

## (投票用紙)

第5条 役員選任の議決の投票は、様式第1号の投票用紙による。

(書面による議決権の行使)

第6条 組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行使しようとするときは、総会会日の前日までに組合に対し投票用紙及び様式第2号の投票封筒の交付を請求することができる。

2 組合は、前項の請求があったときは、投票用紙及び投票用封筒を交付しなければならない。

3 組合員は、前項により交付を受けた投票用紙に賛否を表示し、これを投票用封筒に封入し、総会会日の前日までに組合に到達するように提出しなければならない。

(投票管理人)

第7条 役員選任を投票により行う場合は、総会において投票管理人を選出する。ただし、役員候補者は、投票管理人となることができない。

2 前項の投票管理人の数は、原則として3人以上とする。

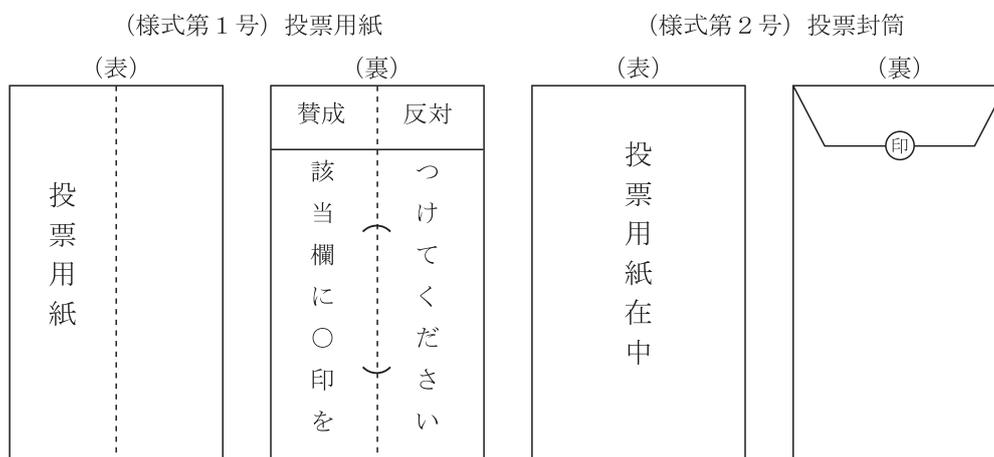
(投票結果の報告)

第8条 投票管理人は、投票を点検し、その結果を議長に報告しなければならない。

(投票の無効)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛否の確認の難しいもの



## 選任制の手順について

「選任」とは、役員を総会の議決（多数決）により選出することをいう。

選任制の運営を的確に行わせるためには、選ばれるべき役員の名簿を理事会で作成させるのではなく、組合員の中から選ばれた者をもって構成する推薦母体において作成することとするが、具体的なやり方としては、概ね次の手順に従って行うよう指導すること。

- ① 推薦委員の選出
- ↓
- ② 推薦会議の招集
- ↓
- ③ 推薦会議の開催及び役員候補者の決定
- ↓
- ④ 役員候補者の承諾
- ↓
- ⑤ 役員候補者を理事長に推薦
- ↓
- ⑥ 理事会の開催（役員選任に関する議案の決定）
- ↓
- ⑦ 総会開催通知（役員候補者名簿の送付）
- ↓
- ⑧ 総会（役員を選任）

（説 明）

### (1) 推薦委員選出

#### イ 委員の選出

推薦委員の選出に当っては、組合類型に従い、例えば広域組合にあつては地域ごとに、同業種組合にあつては企業規模別、売上高別等毎に、また異業種組合にあつては業種毎に組合員のうちからそれぞれ選出すること。

#### ロ 委員の数

推薦委員の全体の数は各組合が定款で定めることとなるが、役員候補者を推薦する役割の重要性からみてそれなりの数（例えば5人以上）を委員として選出すること。また、地域等の区分別に推薦委員の人数を定めるに当っては、民主性を確保することが要請されるところであり、別表の作成に際しては少数の意見も正当に反映されることとなるよう妥当な配慮を払うことが適切と考える。

#### ハ 委員の任期

推薦委員は、役員選任を行う都度選出することを原則とし、任期を附す場合には、長くとも当該組合の役員の任期に見合った期間を推薦委員の任期とすること。

#### ニ 委員と現職役員との関係

組合の役員が推薦委員となることは好ましくないが、各地域等の組合員を代表するものとして選ばれた者が結果として現在の役員であったということであるならば、差支えないと考える。

#### (2) 推薦会議の招集

推薦会議の招集は、組合を代表する者から各委員に通知を発して行うこと。場合には、少なくとも総会開催予定日の30日前までに推薦会議の目的、日時及び場所を記載して行うこと。

#### (3) 推薦会議の開催及び役員候補者の決定

##### イ 議長の選出

推薦会議においては、推薦委員の中から議長を互選すること。

##### ロ 推薦会議の議事

推薦会議は推薦委員全員の出席の下に全員一致で役員候補者を決定することが望ましいが、少なくとも推薦委員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上の多数により決定すること。

#### (4) 役員候補の承諾

推薦会議が役員候補者を推薦しようとする場合には、役員候補者全員からの承諾を事前に得ること。

#### (5) 役員候補者を理事長に推薦

推薦会議は、役員候補者を最終的に決定したのち遅滞なくその候補者を理事長に推薦するとともに、その氏名及び住所並びに理事又は監事の別を提出すること。この場合には、候補者からの承諾を得た日及び推薦会議の議事録を添付すること。

#### (6) 理事会の開催

理事会は、推薦会議で決定された役員候補者の名簿を作成し、総会提出議案として上程の議決をする。

# 理事長選任規程

## (目的)

第1条 本組合の理事長の選任は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律並びに定款に定めるもののほか、この規程の定めるところにより行う。

## (立候補の受付)

第2条 理事長立候補者は、選任のための理事会（以下「選任理事会」という。）開催までに、別に定める5人以上の理事が氏名を自署した推薦名簿をもって監事が務める選任管理人に届け出るものとする。

2 選任管理人は、立候補の届け出が正当になされたと認める場合はこれを受理しなければならない。

3 選任管理人は、選任理事会において受理した届け出内容について報告する。  
報告する内容は下記の事項とする。

(1) 立候補者

(2) 推薦人数

## (選任方法)

第3条 立候補者が複数の場合は、選任理事会において単記無記名投票を行い、出席理事の過半数の得票者を当選人とする。

ただし、いずれの立候補者も得票数が過半数に達しないときは上位2人により再度単記無記名投票を行い、出席理事の過半数の得票者を当選人とする。

なお、いずれの場合も得票数が同数であるときは、改めて単記無記名投票を行い、出席理事の過半数の得票者を当選人とする。それでもなお得票数が同数となったときは、くじで当選人を決定する。

なお、投票管理人は監事が務めるものとする。

2 立候補者が1人の場合、出席理事全員の同意があるときは投票を行わず、出席理事の過半数の同意をもって当選と決することができる。

## (改 廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

### (施行期日)

本規程は平成23年11月22日から施行する。

改正規程は平成26年4月1日から施行する。

# 関東製紙原料直納商工組合 支部規約

## (目 的)

第1条 この規約は、本組合が設置する支部の業務範囲を規定し、支部運営を円滑にすることを目的とする。

## (名称及び地区)

第2条 本組合に設置する支部は、次のとおりとする。

- |            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| (1) 東京都東支部 | (2) 東京都西支部 | (3) 東京都多摩支部 |
| (4) 神奈川県支部 | (5) 埼玉県支部  | (6) 千葉県支部   |
| (7) 茨城県支部  | (8) 群馬県支部  | (9) 栃木県支部   |

2 前項の各支部の地区は、別表（支部別管掌区域表）のとおりとする。

## (業 務)

第3条 支部は、次の業務を行う。

- 1) 本組合の事業の連絡推進及びその実行の徹底を図るための事業
- 2) 当該地区内において行う共同経済事業の連絡及び調整のための事業
- 3) 当該地区内の組合員の意見のとりまとめ及び本組合に対するその伝達のための事業
- 4) その他前各号に付帯する事業

2 前項に定める業務を実施するために、各支部は当該支部構成組合員に支部費を賦課することができる。

なお、支部費の額については、各支部が個別に定めるものとする。

## (構 成)

第4条 支部は、その地区に属する組合員及びその地区内に営業所の存する組合員をもって構成する。

## (支部長、副支部長及び実務委員)

第5条 支部に支部長を1人をおく。

2 支部長は、支部会において支部に属する組合員の中から、副支部長3名以内及び実務委員5名以内を選任することができる。この場合、支部長は、すみやかに理事長に報告しなければならない。

## (職 務)

第6条 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。

2 副支部長及び実務委員は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはあらかじめ定めた順位に従い、その職務を代理する。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項であって、緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

(附 則)

この規約は、平成15年5月21日開催通常総会において議決決定し、即日施行する。

平成26年4月22日の理事会において、第3条第2項の新設を決定した。施行日は平成26年4月23日とする。

別 表 (支部規約第2条第2項の規約による)

### 支 部 別 管 掌 区 域 表

支 部 名	地 域
東 京 都 東 支 部	千代田区、中央区、港区、文京区、荒川区、台東区、足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区
東 京 都 西 支 部	大田区、世田谷区、品川区、目黒区、渋谷区、新宿区、北区、板橋区、豊島区、練馬区、杉並区、中野区
東 京 都 多 摩 支 部	東京都23区以外全域
神 奈 川 県 支 部	神奈川県全域
埼 玉 県 支 部	埼玉県全域
千 葉 県 支 部	千葉県全域
茨 城 県 支 部	茨城県全域
群 馬 県 支 部	群馬県全域
栃 木 県 支 部	栃木県全域
関東製紙原料直納商工組合 本部所在地／東京都台東区東上野1-17-4 電話03(3833)4105(代) FAX03(3833)4106	